

改正 2023年4月1日
2025年4月1日

2024年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、日本女子大学利益相反管理ポリシー（以下「ポリシー」という。）に基づき、日本女子大学（以下「本学」という。）において行われる産学官連携等による研究（以下「産学官連携活動等」という。）に関する利益相反を適切に管理するために必要な事項を定める。

(利益相反管理の対象)

第2条 利益相反管理の対象は、ポリシーで定める産学官連携活動等とする。ただし、本学における教育又は研究の成果を発表する著作及び講演等の国内の活動は利益相反管理の対象外とする。

2 第5条に規定する委員会は、ポリシーで定める対象者に次に掲げる活動について定期調査を実施する。

- (1) 受託研究及び共同研究（依頼試験及び分析を含む、また、国外の場合は書面を交わさない連携や報酬及び物品の提供のない連携を含む）
- (2) 奨学寄付金及び研究助成金の受入れ
- (3) 知的財産権の実施許諾並びに権利譲渡及び譲受
- (4) 研究施設、設備、機器等の物品提供の受入れ
- (5) 役務提供の受入れ
- (6) 科学研究費助成事業（研究分担者である場合を含む）等の競争的研究費の研究（計画を含む）
- (7) 人を対象とする生命科学・医学系研究（計画を含む）
- (8) 厚生労働科学研究費補助金、日本医療研究開発機構研究費を用いた研究
- (9) 国外からの報酬の受入れ（奨励金、兼務の給与、賞金、贈答品、寄附金、出張費、講演料、執筆料等）
- (10) 本学以外の所属機関及び役職への従事（兼業や国外の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）
- (11) その他、対象者が申告を必要と判断した事実

3 前項の活動がある場合は、産学官連携活動等に係る利益相反自己申告書（以下「自己申告書」という。）の提出対象とする。ただし、次の場合は定期調査への回答をもって自己申告書の提出を省略することができる。

- (1) 前項第1号及び第2号のうち相手先が国内であり、本学で機関管理又は契約を締結していないものについては、相手先の企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の国内外の団体等（以下「企業等」という。）との経済的利益関係等がない場合
- (2) 前項第6号のうち、当該研究に対し経済的な利益関係等が想定される企業等との関係がない場合
- (3) 前項第10号で本学へ兼職申請をしている場合

4 第2項の活動のうち、次の場合は自己申告書の提出による随時報告を求める。

- (1) 第2項第1号及び第2号のうち本学で機関管理又は契約を締結するもの
- (2) 第2項第6号のうち科学研究費助成事業以外の競争的研究費を受領するもの及び第8号
- (3) 第2項第7号のうち本学に審査申請を行う研究計画
- (4) 定期調査後に変更事項が生じた場合

(審査対象)

第3条 前条第3項及び第4項の自己申告書の提出があったもののうち、次に該当する場合を審査対象とする。

- (1) 相手先の企業等から年間合計100万円以上の兼業収入（医療機関の非常勤医師、教育機関の非常勤講師を除く）、実施料収入等がある。

- (2) 新株予約権を含む株式保有等の関係がある（公開株式は5%以上保有の場合）。
 - (3) 相手先の企業等から寄附金、出張費、講演料、執筆料等その他の資金提供がある。
 - (4) 相手先の企業等から無償で物品提供や役務提供を受ける（受託研究及び共同研究の契約に基づく提供以外の場合）。
 - (5) 相手先の企業等との間で物品購入や業務委託を行う。
 - (6) 安全保障貿易管理に関する懸念がある。
 - (7) その他、研究インテグリティを損なうおそれがある。
- 2 前項第1号及び第2号に関しては、申告者の配偶者及び生計を一にする一親等内の親族についても対象とする。

（利益相反管理総括責任者）

第4条 産学官連携活動等における利益相反管理の実施に係る方針を策定し、利益相反管理に関する総括的責任を有する者として、利益相反管理総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

- 2 総括責任者は、利益相反管理状況に関して理事長に報告する。

（利益相反管理委員会）

第5条 産学官連携活動等における利益相反管理に関する重要事項を審議する機関として、日本女子大学利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の構成）

第6条 委員会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 学長が選任する1名の副学長
 - (2) 学部長、通信教育部長
 - (3) 学長が選任する1名の研究科委員長
 - (4) 事務局長
 - (5) 総務部長
 - (6) 学務部長
 - (7) 学務部事務部長
 - (8) その他委員長が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。
- 3 委員長は必要に応じて次の者を委員として加えることができる。
- (1) 利益相反管理に関する専門的知識を有する学外の有識者による外部委員
 - (2) 審議事項と関連する分野の専任教員による専門委員

（委員会の運営）

第7条 委員長は、委員会を招集する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 4 議事は、出席委員の3分の2以上の多数をもって議決する。
- 5 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 委員会の決議に利害関係を有する委員は、当該決議に加わることができない。
- 7 委員会の運営事務局は、総務部人事課及び学務部研究支援課とする。

（審議事項）

第8条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) ポリシー及びこの規程、その他利益相反管理に係る諸規則の検討
- (2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
- (3) 利益相反に係る相談及び助言に関する事項
- (4) 利益相反に係る審査及び調査、是正措置に関する事項
- (5) 利益相反に関する社会への情報公開に関する事項
- (6) 外部からの利益相反の指摘に係る対応に関する事項
- (7) 利益相反管理に係る啓発活動等に関する事項
- (8) その他利益相反管理に係る重要事項
- (9) 研究インテグリティの確保に関する事項

(10) 本学の安全保障貿易管理に関する事項

2 前項第2号に定める弊害とは、本学教職員として果たすべき責務に支障が生じる、利害関係先企業等への便宜を図る、研究結果にバイアスが生じる、研究の国際的な信頼性を損なうおそれが生じている等の状況をいう。

3 第1項第10号については、日本女子大学安全保障貿易管理規程第8条第2項に定める。

(相談窓口)

第9条 利益相反に係る相談窓口は、学務部研究支援課とする。

2 窓口は、利益相反に係る相談を受け付けた場合は、委員長に報告する。

3 委員長は、前項の報告を受けた場合、必要に応じて委員会で審議し、窓口を通じて助言及び情報提供を行う。

(審査及び調査、決定等の手続き)

第10条 委員会は、自己申告書等の内容に基づき、利益相反の回避の必要性について審査する。

2 委員会は、前項の審査において必要と認める場合は、利益相反の状況に関する調査を行うことができる。調査は、前項の資料の他、事情聴取、事前相談、情報収集、状況観察等の方法で行う。

3 前項の審査及び調査の結果、利益相反の回避が必要と認められる場合、委員会は、審議結果について総括責任者に報告後、利益相反に関する是正措置を当事者に通知する。この場合において、当事者は、是正措置を速やかに実施しなければならない。

4 委員会は、前項の通知をした場合は、当事者に対して改善状況の報告を求めることができる。

(不服申し立て)

第11条 前条の規定により是正措置の通知を受けた者は、その内容に不服がある場合には、通知を受けた日から起算して30日以内に、委員会に対して書面により再審査を求めることができる。

2 委員会は、前項の請求を受けたときは、速やかに再審査を行い、再審査の結果を、総括責任者に報告後、再審査を請求した者に通知する。

(守秘義務)

第12条 利益相反管理に携わる委員は、委員会の委員として職務上知り得たことを正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(申告書等の保存)

第13条 運営事務局は、提出された申告書等を秘密書類として適正に管理し、5年間保管後、廃棄する。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、学務部研究支援課が行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則 (利益相反管理の対象及び審査対象の明確化、学部改編、委員会の運営事務局追加に伴う改正)

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則 (学部改編に伴う改正)

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則 (安全保障貿易管理の対応追加に伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。